

## 北区役所窓口案内業務（会計年度任用職員）募集要項

### 1 募集人数

3名

### 2 業務内容

- (1) 来庁者に対する窓口案内
- (2) 資料やタブレット端末を用いた行政情報等の案内
- (3) パンフレットなど掲示物の整理・案内
- (4) 法律相談における受付
- (5) その他上記以外の窓口案内関連業務で状況に応じて必要と認める業務

### 3 応募資格

次の(1)および(2)をともに満たすこと。

- (1) 次の①から③のいずれにも該当すること。
  - ① 来庁者への適切な応対を行うことができること。
  - ② 区役所受付案内業務を遂行するのに必要な知識及び能力等を有すること。
  - ③ タブレット端末の操作ができること。
- (2) 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない者

#### 【地方公務員法第16条(抜粋)】

(欠格条項)

- 1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者  
以上(1)、(2)の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。
  - ・年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

(注) 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

### 4 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 勤務実績に応じて再度任用される場合があります。(2回まで最長3年)

### 5 勤務条件等

#### (1) 勤務時間・日数

- ① 大阪市北区役所 1階 カウンター  
月曜日～金曜日(閉庁日を除く)  
午前9時00分から午後5時30分まで(休憩時間45分を除く)
- ② 大阪市北区役所 1階 カウンター  
月曜日～金曜日(閉庁日を除く)  
午前10時30分から午後4時まで(休憩時間30分を除く)
- ③ 大阪市北区役所 4階 受付

第1・3水曜日（ただし、祝日の状況等により変更する場合がある）  
午後0時30分から午後5時30分まで  
※上記時間の範囲内で採用人数により振り分ける（週平均 15 時間程度）

（2）休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

（3）勤務場所

大阪市北区扇町2-1-27 大阪市北区役所1・4階

（4）報酬等

時給：1,469～1,637 円

(参考) 7時間45分勤務 日額 11,384～12,686 円

5時間勤務 日額 7,345～8,185 円

※報酬は上記金額以内とし、雇用期間、勤務場所、勤務内容、勤務時間を考慮して所属長が個々に決定する。

※上記の他に通勤手当（月額上限あり）が支給されます。

上記報酬等は、令和8年1月1日時点のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

（5）休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇 年間 5日

付与期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

その他特別休暇（夏季3日・忌引等）あり

（6）社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険 全て対象外

（7）服務

・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

（8）その他受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

## 6 選考方法

（1）筆記試験（事前提出）

申込時に課題についての作文を提出すること。

課題：「これまで培った経験や得た知識で、業務にいかせること」

作文により職務に対する意欲、文章力等について審査するとともに、経歴に基づき職務の適正を審査します。

（字数 400 字程度、A4用紙横書き。升目付き原稿用紙を使用することとし、プリントアウトして提出すること。）

## (2) 面接

日時：令和8年3月5日（木曜日）13時30分～（各 10分）  
場所：北区役所4階 401会議室

## 7 申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込みください。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

① 大阪市会計年度任用職員採用申込書 1通

※過去3ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

② 申し立て書 1通（本市所定の様式に限ります。）

※大阪市会計年度任用職員採用申込書及び申し立て書は、後掲の申込書配付場所まで受け取りに来ていただきか、大阪市北区役所ホームページから取得してください。

③ 「受験案内」送付用の定型封筒 1通

※必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。

切手の提出がない場合は、受験案内の送付をしませんので、必ず提出してください。

④ 課題についての作文 1通

### ○採用申込書の受付期間等

(1) 持参する場合

令和8年2月19日（木曜日）午後5時30分まで

(2) 郵送する場合

令和8年2月19日（木曜日）必着

### 【提出先】

〒530-8401

大阪市北区扇町2-1-27（北区役所4階42番窓口）

大阪市北区役所政策推進課

※「会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書した封筒に上記①②③④の書類を入れて送付してください。

なお、書留以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。また、郵送料金不足の場合は受け付けません。

### ○受験案内の送付

試験の時間等の詳細については、令和8年2月25日（水曜日）付け郵便にて送付する受験案内により受験者本人あてに通知します。

なお、令和8年3月2日（月曜日）までに受験案内が届かない場合は北区役所政策推進課へ連絡してください。

### ○結果の発表

合否については、受験者本人あてに送付します。

なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

## 8 その他

- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

- ・受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

## 9 問合せ先

大阪市北区役所政策推進課（担当：奥中・大江）  
〒530-8401  
大阪市北区扇町2-1-27（北区役所4階42番窓口）  
電話番号 06-6313-9907

### 応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込を行ってください。

#### 【大阪市職員基本条例】（抜粋）

##### （倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

##### （職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

##### 【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと